平成２４年（フ）第１８１５号
名古屋市名東区高針台２丁目502番地　タウンふじなみ101号
債務者　大鐘　角義
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１１６号
岡山県津山市高野本郷1265番地９
債務者　池上　佳代
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第３１７号
高知市朝倉丙1523番地２　滝本マンション302
債務者　片岡真理子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２１号
高知市薊野西町２丁目24番16号　マルミツコーポ102
債務者　杉内　　覚
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２５号
高知市長浜4310番地
債務者　徳久　英二
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２６号
高知市長浜4310番地
債務者　徳久万里子
1　決定年月日時　平成24年10月３日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５３号
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地２－１棟506号室、旧住所長崎県長崎市目覚町23番32―101号
債務者　荻野　優樹
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２５４号
長崎県長崎市田中町79番地16　県営住宅東望団地２－１棟506号室、旧住所長崎県長崎市目覚町23番32―101号
債務者　荻野真由美
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
長崎県長崎市戸町２丁目18番７―406号
債務者　宮崎　初子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１０号
鹿児島県鹿児島市谷山塩屋町232番地２
債務者　安田　裕信
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３３０号
鹿児島県鹿児島市宇宿５丁目15番11号
債務者　大平　幸雄
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３６４号
鹿児島県鹿児島市坂之上８丁目18番２号
債務者　峯﨑　雅史
1　決定年月日時　平成24年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第３７８号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目16番87―13号
債務者　町　シゲ子
1　決定年月日時　平成24年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
静岡市葵区弥勒２丁目10番２号
債務者　安本　富明
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２１号
北海道標津郡中標津町東19条南９丁目２番地１
債務者　高橋　光幸
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年12月12日午後１時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２４年（フ）第４４３号
川崎市宮前区野川4162番地１　ベルウッド野川210、前住所川崎市宮前区野川2237番地10バームメゾン101
債務者　谷口佐富江（旧姓高島）
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第４４４号
川崎市幸区小倉４丁目18番50号　第１富士荘103、前住所川崎市幸区中幸町４丁目29番地幸ハイツ201
債務者　小林　弘子
1　決定年月日時　平成24年10月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月26日まで
5　免責審尋期日　平成24年11月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係